

東近江市延命公園の指定管理者募集要項

延命公園（以下「公園」という。）の管理運営業務を効果的かつ効率的に実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定及び東近江市の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年東近江市条例第258号）に基づき、以下のとおり指定管理者の候補者を募集する。

1 指定管理者を指定しようとする公の施設の概要

名 称	所 在 地	面 積 (m ²)	設 置 年 月 日
延命公園	八日市松尾町、 八日市清水二丁目	32,000	昭和50年7月19日

2 指定管理者が行う管理の基準、業務の範囲等

別紙仕様書のとおり

3 指定管理者の指定期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間とする。

4 指定管理料

指定管理業務に係る指定管理料は、原則として、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに予算の範囲内で支払うものとする。詳細は、指定後に締結する協定書で定める。

指定管理料には、人件費、事務費、光熱水費、修繕費（軽微な修繕）、負担金その他の管理に係る経費全てを含むものとし、事故、自然災害等の特別な場合を除き、原則として増額しないので、収支計算書立案に当たっては注意すること。

参考金額（年間）いずれも消費税及び地方消費税を含む。

各年度 金3,000,000円

※令和6年度実績額を基本として算定

指定管理料は、提出のあった収支計算書に基づいて決定する。

なお、軽微な修繕について、指定管理料の中から15万円までは負担すること。その他の修繕については、市と協議の上、決定する。

5 利用料金に関する事項

施設は、利用料金制を採用しない。

6 指定管理者となるべき団体の資格等

（1）応募者の資格

応募者は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）又はグループとし、個人での応募は受け付けない。グループで応募する場合は、グループを代表する

法人等を定めること。

(2) 法人等であって、当該法人等又はその代表者若しくは役員等が次の条件を全て満たすものに限る。

ア 行為能力を有すること。

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により本市における一般競争入札等（指名競争入札は、準用規定により当然含まれる。）の参加を制限されていないこと。

エ 入札参加停止及び指名停止措置を受けていないこと。

オ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続を行っていないこと。

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行っていないこと。

ク 国税、県税、市税、法人税、消費税等を滞納していないこと。

ケ 本市における指定管理者の指定において、その公正な手続を妨げる者でないこと又は公正な価格の成立を妨害し、若しくは不正の利益を得るために連合する者でないこと。

(3) 複数応募の禁止

単独で応募した法人等は、当該施設においてグループ応募の構成員となることはできないこととする。また、複数のグループにおいて同時に構成員となることもできないこととする。

(4) グループ応募の構成員の変更

グループ応募の場合、代表する法人等及びグループを構成する法人等の変更は、原則として認めない。ただし、申請期間中については、グループを構成する法人等に限り、業務遂行上支障がないと本市が判断した場合、変更を認めがある。この場合には、必要に応じ、応募書類の再提出を求める。

(5) 公園の管理運営を行う上で、人的及び物的管理能力がある法人等であること。

(6) 公園の管理運営を行う上で、施策に精通し、理解ある法人等であること。

7 申請の受付期間

令和7年7月25日（金）から同年8月22日（金）午後4時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に東近江市都市整備部都市計画課に必着のこと。

8 提出書類

- (1) 指定管理者申請書（様式1）
- (2) 申請者の概要（様式2）
- (3) 申請資格を有することを証する書類（様式3）
- (4) 事業計画書（様式4）
- (5) 収支計算書（様式5）
- (6) 定款、規約その他これらに類する書類
- (7) 国税、県税、市税、法人税、消費税等を滞納していないことの証明書
- (8) その他市長が必要と認める書類

なお、グループ応募の場合、(2)、(3)、(6)及び(7)の書類は、グループを構成する全団体分を提出すること。また、(1)から(8)までの書類は、正本1部及び写し5部を提出すること。

9 質問書受付

この要項に関する質疑については、次のとおりとする。

(1) 質疑の資格者

本要項中「6 指定管理者となるべき団体の資格等」を満たす者とする。

(2) 質疑の方法

質疑の方法	提出期限及び提出先
質疑の要旨を簡潔にまとめ、文書又は電子メールで提出すること。（様式任意）	提出期限 令和7年8月1日（金）午後5時まで 提出先 東近江市八日市緑町10番5号 東近江市都市整備部都市計画課 toshikei@city.higashiomii.lg.jp

10 応募者説明会及び現地説明会

- (1) 日時 令和7年8月6日（水） 午後1時30分から午後2時30分まで
- (2) 場所 東近江市役所 新館319会議室
- (3) 内容 募集要項の説明、施設見学、概要説明、前記質問書の回答

各種条件の細部、必要書類等応募に係る詳しい説明を行うので、参加する場合は、8月4日（月）までに東近江市都市整備部都市計画課に連絡すること。

11 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。

- (1) 申請書の提出方法、提出先、提出期限等が守られなかったとき。
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (3) 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

- (4) 虚偽の内容が記載されているもの
- (5) その他審査を行うに当たって不適当と認められるもの

12 選定方法

評価基準を設定し、選定委員会における書類審査及びヒアリングを実施し、指定管理者候補として選定し、令和7年12月に開会予定の市議会の議決をもって決定する。議決後、市長と指定管理者との間で協定を締結する。また、正式に指定管理者として指定されるまでの間に、指定管理者候補者に事故ある場合等は、選定されなかった申請者のうちから新たに指定管理者候補者を選定する場合がある。

なお、審査の段階で適当と認められる団体がない場合は、該当なしとする場合がある。また、選定委員会の委員の中に申請しようとする法人等の役員等がいる場合は、公平を期すため、当該法人等は、指定管理者候補者の申請をすることができない。

13 選定スケジュール（予定）

令和7年	7月初旬	募集要項及び申請書類様式の配布
	7月中旬	募集要項の質問受付、説明会受付
	8月6日	説明会、質問回答
	8月22日	受付締切り
	8月25日	書類選考、ヒアリング、選定審査会
	9月上旬	指定管理者の候補者の選定、通知
	12月下旬	市議会による議決
令和8年	1月下旬	基本協定書の締結

14 選定結果の通知

後日、申請者全員に文書で通知する。

15 その他

- (1) 申請に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出書類は、返却しない。
- (3) 選定委員会の選定結果について異議の申立ては、受け付けない。

16 問合せ先

〒527-8527 東近江市八日市緑町10番5号

東近江市都市整備部都市計画課 担当 山本、田附

I P 050-5801-5655

電話 0748-24-5655

FAX 0748-24-1249

e-mail toshikei@city.higashioomi.lg.jp